

生物多様性保全推進支援事業実施要綱

制 定	平成 20 年 5 月 1 日	環自計発第 080501001 号
一部改正	平成 24 年 4 月 6 日	環自計発第 120406010 号
一部改正	平成 26 年 2 月 13 日	環自計発第 1402131 号
一部改正	平成 29 年 2 月 20 日	環自計発第 1702201 号

1. 目的

生物多様性を巡る問題は、それぞれの地域の自然に固有のものであり、各地域における課題も多岐に渡っている。その一方で、国土の生物多様性の危機は依然として進行しており、その保全再生等の推進が喫緊の課題となっている。

本事業は、このような状況を踏まえ、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、経費の一部を国が交付することを通じ、地域における先行的・効率的な活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全再生を着実に進めることにより、わが国における生態系ネットワークの構築等を図りもって、自然共生社会づくりを推進するものである。

2. 事業内容

本事業の対象となる事業は、以下の(1)～(4)に掲げるものとする。

(1) 国内希少野生動植物等対策

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策等にかかる地域の活動を支援する。

(2) 特定外来生物防除対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に基づく特定外来生物等により、地域の生態系や住民の生命・身体に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、地域における特定外来生物等の防除にかかる活動を支援する。

(3) 重要生物多様性保護地域保全再生

国土の生態系ネットワークの要となる法律又は国際条約等に指定された保護地域における生物の生息環境の保全再生のための事業など、生物多様性保全上重要な地域における活動を支援する。

(4) 広域連携生態系ネットワーク構築

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成22年法律第72号)及び自然再生推進法(平成14年法律第148号)に基づき、多様な主体が連携し、生態系ネットワークの構築を進める広域の活動を支援する。

3. 事業実施主体

(1) 事業の実施主体は、地方公共団体等の参加を得た地域生物多様性協議会(以

下「協議会」という。)とする。

(2) 協議会の長は、あらかじめ協議会の運営規定等について、環境省自然環境局長あてに申請を行い、承認を受けるものとする。

4. 事業計画

協議会の長は、あらかじめ事業計画について、環境省自然環境局長あてに申請を行い、承認を受けるものとする。

5. 事業実施報告等

協議会の長は、本事業の実施状況、結果等について、環境省自然環境局長あてに、適時、報告を行うものとする。

6. 助言等

国は、本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言等を行うものとする。

7. 交付

国は、予算の範囲内で本事業の実施に必要となる経費の一部について、事業実施主体に交付するものとする。

8. 委任

本支援事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、環境省自然環境局長等が別に定めるところによるものとする。

附則

1. この要綱は、平成 29 年 2 月 20 日より施行する。